



大和郡山産のイチゴを使ったクラフトビールができました!!

いちじくビールに続く農業委員会企画のクラフトビール第2弾として、大和郡山市4Hクラブと協力して、市の特産品であるイチゴを使った「いちごビール」ができました。

約130キロのイチゴから330ミリリットル入りのビール約1500本ができました。

熟しすぎたり、出荷予定のないイチゴを、ビールの原材料として有効活用することで、新たな特産品づくりと市内のイチゴ農家の支援につなげています。

醸造は京都府木津川市の「ことことビール株式会社」。いちごビールはフルーティーな味わいを全

面に出しており、女性好みの味わいに仕上がっております。

いちごビールのラベルは、磯部那由多さん(奈良県立高円芸術高校美術科2年)と大和郡山市4Hクラブ員がデザインを担当しました。市のシンボルである金魚やイチゴ、4Hクラブのマークをモチーフにしたデザインに仕上がっています。



令和5年7月26日に大和郡山市4Hクラブによるいちごビールの完成記者発表を行いました。左からラベルデザインを考案した磯部那由多さん、いちごビールを醸造した「ことことビール株式会社」の板東みつ美さん、大和郡山市4Hクラブの乾和規会長、農業委員会の飯田喜代視会長。



▲いちごビール

いちごビールラベル▶

大和郡山市 農委だより

第59号 令和6年3月発行 大和郡山市農業委員会



Cover Photo 大和郡山特産 大和丸なす

会長就任のごあいさつ

農家のみなさまにおかれましては、農業委員会活動に、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

この度、昨年の農業委員会の改選により7名の農業委員が市長より任命され、臨時総会におきまして、再度会長に選任頂きました。会長という重責を仰せつかり、身の引き締まる思いではありますが、その職務に恥じぬよう、7名の農業委員と12名の農地利用最適化推進委員が一丸となって、大和郡山市の農業の振興のため、尽力いたす所存でございます。

さて、昨今の農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化・後継者不足により耕作放棄地は増え、耕作面積は減少し続けております。また肥料等の物価高騰や、イノシシなどの有害鳥獣による農業被害の増大など、大変厳しい経営状況が続いております。

このような中、国では農業経営基盤強化促進法等を改正し、農地が利用されやすくなるよう農地の集約化等に向けた取り組みを促進するため、「人・

農地プラン」を「地域計画」として法定化しました。地域計画は令和5年4月より2年以内の策定が求められており、大和郡山市農業委員会では、昨年上三橋地区で将来の集落農業方針を示した目標地図を作成し、奈良県初の地域計画を策定いただきました。今後も地域の農家の皆さんとの話し合いを通じて、各集落で地域計画を推進していきたいと考えております。

農業委員、農地利用最適化推進委員がともに協力しながら、農業者の代表という役割を果たすため、本市の農地利用の最適化の推進という大きな目標に全力で取り組んでまいります。最後に農家のみなさまのご支援・ご協力を心からお願い申し上げます。会長就任の挨拶といたします。



大和郡山市農業委員会 会長 飯田 喜代視

中津甚之丞委員が令和5年度新嘗祭でヒノヒカリを献穀されました

奈良県代表として長安寺町の中津甚之丞委員が収穫したヒノヒカリ「精米1升(1.8リットル)」を令和5年度「新嘗祭」で献穀されました。

新嘗祭は、宮中三殿の近くにある神嘉殿しんかでんで執り行われ、11月23日に天皇陛下がその年にとれた新穀を神々に供えられ、農作物の収穫を感謝されるとともに、自らもお召し上がりになる祭典です。



〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町248-4
TEL 0743-53-1746(直通) FAX 0743-53-5001
E-mail nougyoi@city.yamatokoriyama.lg.jp

もくじ

- 会長就任のごあいさつ 1
- 大和郡山市農業委員会 任命式・委嘱式の開催(農業委員・農地利用最適化推進委員のご紹介) 2~3
- 大和郡山産のイチゴを使ったクラフトビールを作りました/新嘗祭でヒノヒカリを献穀 4

大和郡山市農業委員会

任命式・委嘱式の開催



～農業委員7名、
農地利用最適化推進委員12名が決まりました～

令和5年7月20日に市長より農業委員7名に任命書が交付され、臨時総会では会長に飯田喜代視委員、副会長に中筋光弘委員が選出さ

れました。また、臨時総会で農地利用最適化推進委員12名の委嘱も決定され、臨時総会終了後、委嘱書が会長より交付されました。

農業委員の主な仕事

総会において、農地の売買・貸し借りの許可や、農地転用許可等の可否について審議します。また、推進委員と協力して、農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農者の促進)を推進します。

農地利用最適化推進委員の主な仕事

担当地区において、農地利用の最適化の推進を行います。また、担当地区においては、現地調査を行った場合には、現地調査を行い総会に出席して報告、意見を述べます。



農業委員

会長



飯田 喜代視
上三橋町

副会長



中筋 光弘
新町



乾 忠記
宮堂町



中津 甚之丞
長安寺町



亀岡 静代
南郡山町



横川 豊和
新木町



東口 義巳
白土町



農地利用最適化推進委員



矢田地区担当
坂谷 充彦
山田町



矢田地区担当
宮本 英昭
矢田町



郡山地区担当
藤本 信吉
東奈良口町



平和地区担当
今西 高弘
下三橋町



平和地区担当
南田 圭司
井戸野町



片桐地区担当
西口 善夫
満願寺町



片桐地区担当
井上 勝博
北西町



昭和地区担当
大垣 光宏
今国府町



昭和地区担当
川向 昇
八条町



筒井地区担当
新谷 登司之
本庄町



治道地区担当
辻井 廣至
中城町



治道地区担当
乾 貞夫
新庄町



農業委員会からのお知らせ!

農地の違反転用は止めましょう! 農地転用には許可が必要です。

農地を農地以外に用途変更(農地転用)するには、農地法に基づく許可が必要です。詳しくは、農業委員会事務局へ直接ご相談ください。

農地を相続した場合には、 農業委員会への届出が必要です。

相続で農地を取得した場合には、農地がある市町村の農業委員会に届け出ることが、農地法にて義務付けられています。

農地の適正利用に ご協力をお願いします。

耕作放棄地は、雑草の繁茂や病虫害の発生源になるばかりか、ゴミの不法投棄や火災の原因になるなど、周辺へ悪影響を及ぼすこととなります。農地を耕作されない場合でも、適宜草刈りを行うなど、農地の適正管理にご協力をお願いします。



農地の転用、 売買、貸付等の

締め
切り日



- 農地法第3条・4条・5条関係
毎月25日が締め切り日です。
- 市街化区域内農地の転用届出
随時、受付いたします。

農家の経営と暮らしに役立つ情報を毎週提供

全国農業新聞

- 月4回発行(毎週金曜日)
- 購読料:1ヶ月 700円

地方版には
身近な情報が
満載!

お申し込み

農業委員会事務局へ ☎53-1746

インターネットで全国の農地情報が 閲覧できます!

eMAFF農地ナビでは、全国の農地情報をインターネットで閲覧できます。農地には1筆ごとにピンがつけられ、ピンを選択すると農地情報を閲覧することができます。



● 閲覧可能農地情報

- ・所在・地番
- ・地目
- ・面積
- ・農地区分(農振法区分・都市計画法区分)
- ・賃借権等権利設定の内容(権利の種類・存続期間)
- ・その他

※公開の対象となっているのは市街化調整区域内の農地のみです。



全国農地ナビ

<http://map.maff.go.jp>

定例総会開催日

原則、毎月5日に開催します。(都合により日程変更する場合があります。)

農地パトロールを実施しています

農地パトロールとは、地域の農地利用状況の確認や耕作放棄地の実態把握と発生防止、解消指導、並びに無断転用防止対策として、7月下旬から8月上旬にかけ、年に1回農業委員会で実施している調査です。耕作放棄地については、所有者等に農地の「利用意向調査」を実施します。



農地の管理をお願いします

農地の管理がされないと病害虫の発生により、近隣の農地や地域住民の方へ迷惑がかかります。農地が荒れないよう所有者、耕作者の方は草刈りをするなど適正な管理をお願いします。



農業者年金に加入しませんか

農業者年金の6つの特徴とメリット

- ① 農業者なら広く加入できる
- ② 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い
- ③ 保険料は月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円の間で自由に決められる
- ④ 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金がある
- ⑤ 税制面の優遇措置が大きい
- ⑥ 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助(政策支援加入)がある

●加入資格

- 年間60日以上農業従事者
- 年齢が20～65歳未満の者
- 国民年金第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)
(ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者)



詳しい内容や加入のご相談は**農業委員会事務局**まで

農地を借りたい人・貸したい人を募集しています

「高齢で耕作できなくなった農地を誰かに管理してほしい。」「農地を相続したけど農業はしないので、誰かに貸したい。」または、「農業経営を拡大したいので農地を借りたい。」「新規に本格的に農業を始めるので農地を借りたい。」と、お考えの方は、なら担い手・農地サポートセンター(0744-21-5020)へご相談ください。

なら担い手・農地サポートセンターは、農地の出し手(貸したい方)から農地を借り受け、受け手(借りたい方)へマッチングします。

●農地中間管理事業で農地を貸借するまでの流れ●



募集期間

出し手(貸したい方): 随時受付
受け手(借りたい方): 随時受付し、年12回(毎月)公表します。
対象農地: 市街化区域以外の区域にある農地
※センターが農地を借り受ける条件は、農地として利用が困難でないこと、十分な受け手が見込めることです。
※受け手の氏名・希望地区等をインターネットで公表します。公表は、年12回(毎月)行います。

お問合せ先

公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター(農地中間管理機構)
〒634-0065 橿原市畝傍町53番地
☎0744-21-5020
HP: <http://www.nara-ninanou.sakura.ne.jp/>
なら担い手・農地サポートセンターは、法律に基づき県知事の指定を受けた公的機関です。安心してご利用下さい。